

佐賀県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市畑島字宮ノ谷五九五五の六（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため